

令和8年度山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金支給取扱要領

令和8年度山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金支給要綱(以下「要綱」という。)第8条において、別に定めると規定した月ごとの支給金額及び支給の条件は、以下のとおりとする。

なお、本用要領で定める用語の意義は要綱に従うものとする。

1 支給の決定を行った月

(1) 支給金額

次の算式により算定した額とする。

算式

$$10 \text{ 万円} \times (a - b)$$

算式の符号

a 令和8年4月から支給の決定を行った月までの間の従事月数

b 令和8年4月から支給の決定を行った月までの間の従事月数のうち従事時間数が80時間を下回った月数

(2) 支給条件

以下の手順により支給することとする。

- ① 奨励金の支給の決定を受けた新規従事者は、速やかに令和8年度山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金概算払請求書兼従事状況報告書(要領別記様式第1号)(以下「請求書」という。)を知事に提出するものとする。
- ② 知事は、請求書の提出があった場合において、内容を審査し適当であると認めるときは、奨励金を速やかに支払うものとする。

2 支給の決定を行った月の翌月から令和9年3月までの間の従事月

(1) 支給金額

月額10万円

(2) 支給条件

以下の手順により支給することとする。

- ① 奨励金の支給の決定を受けた新規従事者は、従事した月の翌月10日までに、請求書を知事に提出するものとする。ただし、従事事業所の雇用開始後又は個人事業の開業後36か月目又は令和9年3月分については、要綱第9条に定める実績報告書の提出に代えるものとする。また、従事した月の従事時間が80時間を下回る場合は、代わりに令和8年度山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金変更支給申請書兼従事状況報告書(要領別記様式第2号)(以下「変更支給申請書」という。)を知事に提出するものとする。
- ② 知事は、請求書又は実績報告書の提出があった場合は、内容を審査し適当であると認めるときは、奨励金を請求書又は実績報告書受理日の属する月の末日まで支払うこととし、変更支給申請書の提出があった場合は、内容を審査し適当であると認めるときは、奨励金の変更支給の決定を行うものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。